

くみあいニュース

山口大学教職員組合 (2020年11月27日 Friday)

第227号 (2019年度-第6号) / 電話: 083-933-5034・メール: fuy-union@ma4.seikyou.ne.jp

助教等再任時の年俸制適用は不当・ボーナス引下げは不利益変更 ～山口大学(田中・小坂両理事等)と第一回団体交渉(11/10)～

組合は11月10日(火)午後3時半から5時過ぎまで、助教などへの年俸制一律適用問題とボーナス0.05月分引下げ問題についての団体交渉を行いました。交渉には大学側から田中理事・小坂理事の他に総務部長・人事課長等が出席し、組合側は福田委員長・森下書記長・鴨崎参与等が出席しました。

組合は1月31日の大学院手当完全廃止撤回を受けた交渉決着(業績評価による給与決定と新年俸制導入を核とした人事給与マネジメント改革)は、任期付き教員は「在職者」に含まれ、再任時の年俸制適用は本人の同意が条件との認識が前提となっており、制度施行後に説明も交渉もなく、一律適用することは労働条件変更・労使関係の原則を大きく逸脱する大問題であることを厳しく指摘しました。

これに対して大学は、申し入れへの回答(9月30日付け・くみあいニュース第226号に掲載済)で初めて持ち出した「新たな雇用契約論」に加えて、「再任は単なる雇用期間延長ではなく、新規採用同等」との「新説」を唱えました。さらに、「7月になって考えた訳ではなく、もともと交渉・全学説明会の時点でそう考えていた。具体的に質問がなかったから答えなかっただけだ」と耳を疑うような回答を行うなど、労働条件変更提案・協議の前提である「誠実な対応」とは程遠い態度に終始しました。

このため組合は、11月20日(金)に「任用更新者への年俸制一律適用問題について再度の団体交渉申し入れ」(2頁に掲載)を提出しました。



年俸制施行前の公募者への適用は「あくまで協力」を再確認

本人の選択
& 要同意!



交渉の冒頭、9月29日の申し入れ(3頁に掲載)に対する10月13日付け回答(4頁に掲載)で、採用公募・選考・内定が年俸制施行前の年俸制適用は「あくまで協力依頼」と回答されたことについて再確認を求めたところ、「そのとおりであり、本人の判断による」との回答がありました。一部の部局では、学部長・採用選考担当者の認識が「事実上の強制」となっていたケースもありますが、今回の回答を踏まえて再度自由な選択に委ねることが求められます。

コロナ対応での負担増の下、人勧準拠ではなく据え置きを(組合) ～期末手当引下げへの代償措置は今後検討したい(小坂理事)～

ボーナス引下げ(期末手当0.05月分)問題では、小坂理事は「元々民間給与などを反映して出された勧告であり実施せざるを得ない」等と回答しました。これに対し組合は「万が一ボーナスを引下げるとなれば明らかな労働条件不利益変更であり、最低限、新型コロナウイルス感染症対応の経費措置・手当支給あるいは人件費増とならない休暇新設等の代償措置を検討することが必要だ」と主張しました。

交渉の結果、大学側は労働条件の不利益変更であることを認め、「代償措置等については今後の検討事項でどうだろうか」としたため、持ち帰って検討としました。続いて、11月19日(木)午後の本件に関する組合への就業規則改正案説明会の際に、人事課長からも代償措置は今後検討したいとの説明がありました。これらを受けて組合は11月25日(水)に、「期末手当0.05月分減額に対する対案(申し入れ)」(次号に掲載予定)を提出し、代償措置を具体的に提案するとともに、財政状況をみて後日追加支給することを求めました。



2020年11月20日

国立大学法人山口大学
学 長 岡 正 朗 殿

山口大学教職員組合
執行委員長 福田 修



任用更新者への年俸制一律適用問題について再度の団体交渉開催申し入れ

去る11月10日（火）午後開催しました団体交渉において、対応した田中副学長は、「古賀副学長には交渉内容を私から伝える」とした上で、助教等の任期付き教員再任は「新たな雇用契約である」との理由付けに加えて、「新規採用者と同等である」として7月6日（月）の人事委員会決定を正当化し、決定の撤回を拒否するという対応に終始されました。

さらに、説明責任について質したところ、1月31日の団体交渉及びその後2月・3月に開催された全学説明会の時点では任用更新者は在職者ではあるが新規採用者同等であり新年俸制適用となると認識していたが、特に具体的な質問がなかったため説明しなかったと回答されました。

そもそも、1月31日の大学院手当完全廃止撤回を受けた「人事給与マネジメント改革問題」の交渉決着は、任期付き教員は「在職者」に含まれ、再任時に新年俸制を適用することは本人の同意が条件との認識が前提となっており、制度施行後に組合へ説明も交渉もなく任期付き教員任用更新者へ一律適用するという独断的な決定を行ったことは、法人化後の山口大学ではかつてなかったことであり、断じて承服できないものです。

つきましては、岡学長、少なくとも古賀副学長出席の上で再度本件についての団体交渉を開催いただくよう申し入れます。

なお、第一回団体交渉同様の「回答」に終始するようなことであれば、しかるべき場への提訴も含めて山口大学の労働関係法令違反について追及せざるを得ないと考えておりますが、法人化後定着してきた「健全な労使関係」に配慮すれば、そのような事態へと進むべきではないと考えておりますので、十分検討の上、対応されるよう強く要望致します。

以 上

2020年9月29日

国立大学法人山口大学

副学長（総務企画担当） 古賀 和利 殿
同（人事給与マネジメント担当） 田中 和広 殿

山口大学教職員組合
執行委員長 福田



新規採用者の給与決定について（申し入れ）

山口大学が本年4月1日に「新年俸制」を導入したことは全学的に周知されているとおりで、前年度中に公示された各部局等の公募要項によると、本年4月以降採用者について、「新年俸制導入後は、月給制から年俸制へ切り替えることがある。」等と記載されております。

その後、4月16日付けで貴職から各部局長等へ通知された「新規採用者の給与決定について（通知）」によれば、「これから公募を実施する部局等については、公募要項内の処遇欄等に『給与等雇用条件は本学の規定による。年俸制を適用する。』という文言を明記することを必須とします。また、現在公募を実施している部局等にあつては、応募者がいない場合は、公募要項に上記の文言を明記の上、再公募として掲載してください。」と記載されております。

これについては、4月1日付けの年俸制導入を前提とした記述と思われそうですが、通知末尾には「なお、既に、応募者がある（又は採用予定者を決定している）部局等にあつては、選考時等に応募者に対し添付の資料を活用いただき、今後の新規採用者の給与決定が年俸制となることを十分説明した上で、年俸制での採用となるよう協力願います。」と記述されています。これは、言葉どおり読めば、あくまで「協力」の依頼であり、応募者等へ説明したとしても、了解が得られなければ応募者が応募の前提としている月給制で採用せざるを得ないという通知であると解されます。

しかしながら、この通知に関する部局からの「応募者は新年俸制での採用を断ることができるのか」「月給制での採用希望をそのまま認めてよいのか」等との問合せに対して、人事課は「お尋ねのとおり」とは「回答」しなかったと聞き及んでおります。もし、事実であるとすれば、通知の「協力願います」は単なる協力要請ではなく、「強制」としての意味を持つものとなり、看過しがたいものです。

もともと、どのような職種であっても公募要項等で明記した労働条件を、公募者があつた後に変更する場合は「速やかに求職者に知らせる」ことが改正職業安定法（2018年1月1日施行）上、求められています。ましてや、選考が進んだ後、場合によっては採用決定（内定）後に、給与体系の根幹に係わる月給制から新年俸制への変更適用を応募者・内定者の納得・同意なしに行う等はあるものと考えます。求職者が、選考過程あるいは採用決定間際に採用する側から提示された満足できない労働条件を了解しない（拒否する）ことが、その立場上、現実に可能かということを考えれば、いかに不適切な通知であるかはたやすく分かることではないでしょうか。

つきましては、このことについての説明・協議の場を速やかに設定いただくよう求める次第です。

以上

大学からの回答書「新規採用者の給与決定について（回答）」

令和2年10月13日

山口大学教職員組合
執行委員長 福田 修 殿

山口大学
副学長 古賀 和利
副学長 田中 和広

新規採用者の給与決定について（回答）

2020年9月29日付けで申し入れのありました標記の件につきまして、以下のとおり回答いたします。

記

令和2年4月16日付け通知文書については、大学の方針として新たに雇用契約を結ぶ教育職員は年俸制とすることとしていることから、改めてこの旨を文書にて学内へ周知したところです。

通知文書内では、貴組合のご指摘どおり「なお、既に、応募者がある（又は採用予定者を決定している）部局等にあつては、選考時等に応募者に対し添付の資料を活用いただき、今後の新規採用者の給与決定が年俸制となることを十分説明した上で、年俸制での採用となるよう協力願います。」旨の記載は、あくまでも「協力」のお願いです。

なお、この件に関して部局からの「応募者は年俸制での採用を断ることができるのか」「月給制での採用希望をそのまま認めてよいのか」等の問い合わせに人事課が回答しなかった旨ご指摘いただいておりますが、部局長に誤解を生じさせないよう、7月開催の部局長会議において、任用更新者の給与決定について説明した際に、改めて令和2年4月16日付け通知文書は、「協力」をお願いしている旨であることを再度説明しているところです。

また、応募者は公募文書に記載されていた「新年俸制導入後は年俸制へ切り替えることもある」等の記載を確認して応募されておられるので、年俸制となる可能性があることについては理解されていることと思います。

～教職員組合からのお知らせ～

「臨床系教員への裁量労働制適用に関するアンケート結果について」

組合ホームページに掲載しています！

↓↓↓ 検索はこちらから ↓↓↓

山口大学教職員組合



ご協力
ありがとう
ございました！

